

情公第 1054 号  
令和 6 年 4 月 22 日

三宅 勝久 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 田村 達久



答申書の写しについて（送付）

あなたから審査請求のありました次の案件については、本日付けで神奈川県情報公開審査会から神奈川県知事に対して答申いたしました。

つきましては、別添のとおり、答申書の写しをお送りします。

なお、審査請求に対する神奈川県知事の裁決は、今後、この答申を受けて別途行われます。

| 審査請求年月日         | 諮問案件名                       |
|-----------------|-----------------------------|
| 令和 4 年 7 月 13 日 | 県退職者向け求人票一部非公開の件（諮問第 890 号） |

問合せ先

神奈川県政策局政策部情報公開広聴課  
情報公開グループ 安藤

電 話 045-210-3720（直通）

FAX 045-210-8838

答申第 786 号



情公 第 1054 号

令和 6 年 4 月 22 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会長 田村 達久



行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 4 年 9 月 29 日付けで諮問された県職員退職者向け求人票一部非公開の件  
（諮問第 890 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、審査請求人からの令和4年5月1日付け行政文書公開請求に対して行った行政文書一部公開決定における非公開情報のうち、特定自治体の担当者の氏名及び後述の特定地方独立行政法人の担当者メールアドレスを除く非公開情報については、これを公開すべきである。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和4年5月1日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、「神奈川県退職者を採用する目的で民間企業や法人、地方公共団体から県に提出された求人票（ただし2016年度のもの）」について、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和4年5月16日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長の上、令和4年6月29日付けで、本件請求に係る行政文書として、2016年度（平成28年度）に神奈川県退職者を採用する目的で実施機関に提出された求人票を特定し、条例第5条第1号、第2号及び第4号に該当することを理由に、その一部を非公開とする行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和4年7月13日付け審査請求書をもって、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分のうち、別表の「求人票提出団体」欄に掲げるA自治体からG自治体までの各自治体及び特定地方独立行政法人から提出された求人票（以下「本件行政文書」という。）に含まれる情報の一部を非公開とした処分（以下「本件非公開処分」という。）について、その取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

- (1) 本件行政文書は、神奈川県職員出身者の採用を目的として地方自治体や独

立行政法人が作成し、県に提出した「求人票」である。例えば、県内の地方自治体の場合、神奈川県に提出した「求人票」はすべて公開しており、地方自治体や独立行政法人の職員募集の内容はすべて公開するのが現代日本社会に定着した慣例であるから、条例第5条第1号ただし書イあるいはウに該当する。また、同条第2号及び第4号にはそれぞれ該当しない。

- (2) 県の再就職制度は、癒着や不公正な便宜供与といった疑念を排除することを目的のひとつとして作られている。そうすると、仮に公開することによって、法人や個人に何らかの不利益が生じたとしても、その程度は漠然としたものにすぎず、公開することによる利益が優越することが明らかである。

#### 4 実施機関の説明要旨（担当 総務局組織人材部人事課）

##### (1) 本件行政文書について

神奈川県では、職員の退職管理の適正を確保するため、人事課に「神奈川県退職者キャリアバンク」（以下「キャリアバンク」という。）を設置している。本件行政文書は、県を退職する職員又は退職した者（以下「県退職者」という。）を採用する意向のある団体が求人情報を登録するために、キャリアバンクに提出された求人票である。

##### (2) 条例第5条第1号本文該当により非公開とした情報について

求人票は、県退職者を採用するために、各団体が作成及び提出したものであり、当該団体に再就職した者が特定された場合には、当該者の個人情報である、「元神奈川県職員であった」との職歴が公になることとなる。

##### ア 別表に掲げる項番①及び③の各情報

標記情報とそれ以外の部分の情報のほか、これまでに公になっている情報等とを照合することにより、求人票を提出した団体に再就職した県退職者が識別され、又は識別され得ることから、標記情報は、条例第5条第1号本文に該当するものと判断した。

##### イ 別表に掲げる項番②の各情報

県退職者の職歴や知識、経験、資格・免許、給与等の情報については、

特定の個人を識別できない場合においても、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、条例第5条第1号本文に該当するものと判断した。

ウ 別表に掲げる項番④の各情報

求人票の法人担当者欄に記載された担当者の氏名は、特定の個人が識別できる第一義的要素であり、また、同欄記載の担当者連絡先（メールアドレス）についても、条例第5条第1号ただし書イに該当するものを除き、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当するものと判断した。

エ 条例第5条第1号ただし書該当性について

本件行政文書である求人票は、「法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報（条例第5条第1号ただし書ア）」とは認められず、また、職員の退職管理に関する条例第4条第2項に基づき公表されている情報は公開しているところ、本件非公開情報については、「慣行として公にされる情報（同号ただし書イ）」とは認められない。また、本件非公開情報は、人事管理上保有する身分の取扱いに関する情報等に該当することから、公務員等の職務遂行の内容に係る情報（同号ただし書ウ）とは認められず、また、県民の生命等を保護するため、公開することが公益上必要であると認められる情報（同号ただし書エ）でないことは明白である。

(3) 条例第5条第4号エ該当により非公開とした情報について

前記(1)のとおり、職員の退職管理の適正を確保するため、県ではキャリアバンクを設置しているところ、不公平、不適切な再就職を防止するための対応として、県退職者に対して、どのような求人票が提出されているかといった情報は開示していない。また、県退職者が、各団体と直接やりとりするのではなく、キャリアバンクにおいて、各団体から提出された求人内容を踏まえ、県退職者を選び、マッチングすることとしており、その場合に限り、県退職者に対して当該団体からの求人情報を提供することとしている。

本件非公開情報を公開し、現在及び過去の求人の具体的な内容や担当者

名等を公にした場合、県退職者による不適切な再就職活動を誘引するなど、キャリアバンクを通じた適切な退職管理に支障が生じるおそれがある。

また、求人情報は、求人票を提出した時点における各団体の人事構想そのものであり、マッチングが成立しなかった場合等も含め、当該情報が公開されることで、各団体が求人票の提出自体を躊躇したり、率直な記載をためらうおそれもある。

以上のことから、本件非公開情報を公開することで、今後、反復継続される退職管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号エに該当するものと判断した。

なお、求人票の法人担当者欄に記載された担当者のメールアドレスについては、その性質上、いたずらや偽計等に使用されることなどにより、本来の業務に支障をきたすなどの弊害が生じるおそれもあることから、条例第5条第4号柱書に該当するものと判断した。

## 5 審査会の判断理由

本件審査請求は、別表「求人票提出団体」欄に掲げる各自治体及び特定地方独立行政法人（以下「団体等」という。）から実施機関に提出された各求人票について、同表の項番「①」から「④」までの各項番に掲げる非公開情報（以下これらの非公開情報をそれぞれ、「情報①」、「情報②」、「情報③」及び「情報④」という。）の公開を求めるものである。そこで、これら情報①から情報④までの非公開情報に係る処分の妥当性について、以下検討する。

### (1) 情報①及び情報③に係る非公開決定の妥当性について

#### ア 条例第5条第1号本文該当性について

実施機関は、情報①及び情報③について、これを公開することにより、団体等に就職した県退職者が特定されることから、条例第5条第1号本文により非公開としたと説明している。これに対し審査請求人は、これらの非公開情報は、条例第5条第1号ただし書イ又はウに規定する情報に該当することから公開すべき旨主張している。

当審査会が本件行政文書を確認したところ、情報①及び情報③は、いずれも一般的な求人情報にすぎず、特定の県退職者を識別し得る情報と

は認められない。この点、実施機関は前記4(1)アのとおり、他の情報等と照合することにより、求人票を提出した団体等に再就職した県退職者が識別され、又は識別され得ると説明するが、いかなる情報と照合することで再就職した県退職者を特定し得ることになるのか、その具体的な根拠が行政文書一部公開決定通知書や弁明書で示されておらず、実施機関の上記説明は合理的とは認め難い。

以上のことから、情報①及び情報③は、「個人に関する情報（略）」であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」とは認められないため、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当しない。

#### イ 条例第5条第2号該当性について

実施機関は、情報①及び情報③について、条例第5条第2号に規定する法人等に関する情報に該当するとしているところ、同号は、その適用対象となる「法人等」から、「国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。」としている。

当審査会が本件行政文書を確認したところ、本件行政文書は、いずれも団体等から提出された求人票であることから、これらの求人票に含まれる情報は、同号の適用対象から除外される「地方公共団体及び地方独立行政法人」に関する情報と認められる。

以上のことから、情報①及び情報③は、条例第5条第2号に規定する法人等に関する情報に該当しない。

#### ウ 条例第5条第4号エ該当性について

実施機関は、情報①及び情報③を公開することで、今後、反復継続される退職管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第4号エに規定する事務等の情報に該当すると説明している。

しかし、前記アのとおり、情報①及び情報③は一般的な求人情報にすぎず、これを公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれは認め難い。

したがって、情報①及び情報③は、条例第5条第4号エに規定する事

務等に関する情報には該当しない

## エ 小括

以上のことから、情報①及び情報③は、条例第5条第1号、第2号及び第4号に規定する各非公開情報のいずれにも該当しないことから、公開すべきである。

### (2) 情報②に係る非公開決定の妥当性について

#### ア 条例第5条第1号本文該当性について

実施機関は、情報②について、これを公開することにより、特定の個人が識別されない場合であっても、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当すると説明している。

そこで検討すると、実施機関が説明するとおり、特定の県退職者が団体等に採用される際の給与等の情報については、これを公開することで、特定の県退職者の権利利益を害するおそれは認められる。

しかしながら、情報②は、情報①及び③と同様に、団体等が県退職者を採用するに当たって示している一般的な求人情報にすぎず、特定の県退職者と求人票提出団体との労働契約等の内容を示したものではないことから、これを公開することにより、特定の県退職者の権利利益を害するおそれは認め難い。

したがって、情報②は、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある」情報とは認められないため、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当しない。

#### イ 条例第5条第2号該当性について

前記 (1) イのとおり、本件行政文書は、団体等から提出された求人票であり、地方公共団体及び地方独立行政法人に関する情報であることから、これらの求人票に含まれる情報は条例第5条第2号の適用対象となる「法人等に関する情報」には該当しない。

したがって、情報②は、条例第5条第2号に規定する法人等に関する情報に該当しない。

ウ 条例第5条第4号エ該当性について

前記(1)ウと同様に、情報②は、一般的な求人情報にすぎないことから、これを公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれは認め難い。

したがって、情報②は、条例第5条第4号エに規定する情報には該当しない。

エ 小括

以上のことから、情報②は、条例第5条第1号、第2号及び第4号に規定する各非公開情報のいずれにも該当しないことから、公開すべきである。

(3) 情報④に係る非公開決定の妥当性について

ア 別表「求人票提出団体」欄に掲げるA自治体の担当者の氏名について

本件行政文書のうちA自治体が提出した求人票中、法人担当者欄に記載された担当者の氏名については、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当すると認められる。また、当審査会が確認したところ、A自治体は、職員録等により職員の氏名を公表していないことから、同号ただし書イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められず、また、同号ただし書ア、ウ又はエに規定する例外的公開情報のいずれにも該当しないものと認められる。

したがって、実施機関が、当該担当者の氏名について、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

イ 担当者メールアドレスについて

実施機関は、本件行政文書である求人票に含まれる情報のうち、法人担当者欄に記載の担当者のメールアドレス（以下「担当者メールアドレス」という。）について、本件非公開処分時には、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としているところ、その後、弁明書においては、前記判断に加えて、条例第5条第4号に該当すると説明していることから、以下ではまず条例第5条第4号該

当性について検討した上で、同条第1号本文該当性について検討する。

(7) 条例第5条第4号該当性について

実施機関は弁明書において、担当者メールアドレスを公開することにより、担当者メールアドレスがいたずらや偽計等に使用され、本来の業務に支障をきたすなどの弊害が生じるおそれもあることから、条例第5条第4号に規定する事務等に関する情報に該当すると説明している。

当審査会が確認したところ、各自治体の求人票における担当者メールアドレスについては、各自治体においては非公表とする運用は特段行っていないとのことであるため、これを公開したとしても、実施機関の説明する業務への支障等が生じるおそれは認め難い。よって、条例第5条第4号に規定する事務等に関する情報とは認められない。

一方、特定地方独立行政法人の求人票における担当者メールアドレスについては、一般には公にはしていないとのことであり、公開することで、当該法人との業務に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難い。よって、特定地方独立行政法人の求人票における担当者メールアドレスは、条例第5条第4号に規定する事務等に関する情報に該当すると認められる。

(1) 条例第5条第1号該当性について

(7)のとおり、担当者メールアドレスのうち、特定地方独立行政法人の求人票における担当者メールアドレスについては、条例第5条第4号に規定する事務等に関する情報と認められることから、条例第5条第1号該当性の判断は要しない一方、各自治体の求人票における担当者メールアドレスについては、条例第5条第4号に規定する事務等に関する情報とは認められないことから、以下、当該情報の条例第5条第1号本文該当性について検討する。

当審査会が確認したところ、各自治体の求人票における担当者メールアドレスは、職員個人に割り当てられたものではなく、部署等の組織単位で割り当てられたものと認められ、これを公開することで特定の個人が識別されるおそれは認められないことから、条例第5条第1号

本文に規定する個人に関する情報には該当しない。

(ウ) 小括

以上のことから、特定地方独立行政法人の求人票における担当者メールアドレスは、条例第5条第4号に規定する非公開情報に該当すると認められることから、実施機関が当該情報を非公開としたことは、条例第5条第1号該当性を判断するまでもなく結論として妥当である。一方、各自治体の求人票における担当者メールアドレスについては、条例第5条第1号及び同条第4号に規定する非公開情報のいずれにも該当しないことから、実施機関は当該情報を公開すべきである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

| 求人票<br>提出団体 | 項番 | 非公開情報                                     | 非公開とした理由                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------|----|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A 自治体       | ①  | 役職名、役員任期、職務内容、職種、求める知識・経験等、必要な資格・免許等、勤務場所 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 5 条第 1 号該当<br/>特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであるため。</li> <li>・ 条例第 5 条第 2 号該当<br/>法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</li> <li>・ 条例第 5 条第 4 号該当<br/>人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>                     |
|             | ②  | 給与等の条件（給料・手当額・年収）、初年度給与が上記年収見込みと異なる場合     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 5 条第 1 号該当<br/>特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。</li> <li>・ 条例第 5 条第 2 号該当<br/>法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</li> <li>・ 条例第 5 条第 4 号該当<br/>人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul> |
|             | ③  | 特記事項                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 5 条第 1 号該当<br/>特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであるため。</li> <li>・ 条例第 5 条第 2 号該当<br/>法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</li> <li>・ 条例第 5 条第 4 号該当<br/>人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>                     |
|             | ④  | 担当者名、担当者連絡先（E-mail）                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 5 条第 1 号該当<br/>特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであるため。</li> </ul>                                                                                                                                                           |

|                          |   |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------|---|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| B自治体<br>から<br>G自治体<br>まで | ① | 役職名、役員任期、<br>職務内容、職種、求<br>める知識・経験等、<br>必要な資格・免許<br>等、勤務場所 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第5条第1号該当<br/>特定の個人が識別され、若しくは識別<br/>され得るものであるため。</li> <li>・ 条例第5条第2号該当<br/>法人等の競争上の地位その他正当な利<br/>益を害するおそれがあるため。</li> <li>・ 条例第5条第4号該当<br/>人事管理に係る事務に関し、公正かつ<br/>円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそ<br/>れがあるため。</li> </ul>                          |
|                          | ② | 給与等の条件（給<br>料・手当額・年<br>収）、初年度給与が<br>上記年収見込みと異<br>なる場合     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第5条第1号該当<br/>特定の個人を識別することはできない<br/>が、公開することにより、個人の権利<br/>利益を害するおそれがあるため。</li> <li>・ 条例第5条第2号該当<br/>法人等の競争上の地位その他正当な利<br/>益を害するおそれがあるため。</li> <li>・ 条例第5条第4号該当<br/>人事管理に係る事務に関し、公正かつ<br/>円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそ<br/>れがあるため。</li> </ul> |
|                          | ③ | 特記事項                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第5条第1号該当<br/>特定の個人が識別され、若しくは識別<br/>され得るものであるため。</li> <li>・ 条例第5条第2号該当<br/>法人等の競争上の地位その他正当な利<br/>益を害するおそれがあるため。</li> <li>・ 条例第5条第4号該当<br/>人事管理に係る事務に関し、公正かつ<br/>円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそ<br/>れがあるため。</li> </ul>                          |
|                          | ④ | 担当者連絡先（E-<br>mail）                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第5条第1号該当<br/>特定の個人が識別され、若しくは識別<br/>され得るものであるため。</li> </ul>                                                                                                                                                                       |

|                    |   |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------|---|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特定地方<br>独立行政<br>法人 | ① | 役員任期、職種、求める知識・経験等、必要な資格・免許等、勤務場所      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 5 条第 1 号該当<br/>特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであるため。</li> <li>・ 条例第 5 条第 2 号該当<br/>法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</li> <li>・ 条例第 5 条第 4 号該当<br/>人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>                     |
|                    | ② | 給与等の条件（給料・手当額・年収）、初年度給与が上記年収見込みと異なる場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 5 条第 1 号該当<br/>特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。</li> <li>・ 条例第 5 条第 2 号該当<br/>法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</li> <li>・ 条例第 5 条第 4 号該当<br/>人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul> |
|                    | ③ | 特記事項                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 5 条第 1 号該当<br/>特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであるため。</li> <li>・ 条例第 5 条第 2 号該当<br/>法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</li> <li>・ 条例第 5 条第 4 号該当<br/>人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>                     |
|                    | ④ | 担当者連絡先（E-mail）                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 5 条第 1 号該当<br/>特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであるため。</li> </ul>                                                                                                                                                           |

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日                          | 処 理 内 容 |
|--------------------------------|---------|
| 令和 4 年 9 月 29 日<br>(収受)        | ○ 諮問    |
| 令和 6 年 2 月 26 日<br>(第 235 回部会) | ○ 審議    |
| 令和 6 年 3 月 26 日<br>(第 236 回部会) | ○ 審議    |

神奈川県情報公開審査会委員名簿

| 氏 名     | 現 職           | 備 考                  |
|---------|---------------|----------------------|
| 板 垣 勝 彦 | 横浜国立大学大学院教授   |                      |
| 市 川 統 子 | 弁護士（神奈川県弁護士会） | 部 会 員                |
| 岩 田 恭 子 | 弁護士（神奈川県弁護士会） | 部 会 員                |
| 小 沢 奈 々 | 横浜国立大学教育学部准教授 |                      |
| 桑 原 勇 進 | 上 智 大 学 教 授   | 会長職務代理者<br>（部会長を兼ねる） |
| 田 村 達 久 | 早 稲 田 大 学 教 授 | 会 長                  |
| 前 田 康 行 | 弁護士（神奈川県弁護士会） |                      |

（令和 6 年 4 月 22 日現在）（五十音順）